

令和 6 年 2 月 26 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 大坪正幸

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 いじめ・不登校・統廃合…こどもの教育環境について

答弁を求める者 市長、教育長

令和 5 年 4 月 1 日、こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて「こども家庭庁」が発足した。尚、本通告書においては「こども家庭庁」に倣い「子供」ではなく「こども」と表記した。

「少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく」としている。

見附市では本年 3 月議会において地域全体でこどもの育ちを支え合い、見附市の未来を担うこどもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために「見附市こども・子育て どもんなか条例」が上程される予定だ。

また、昨年 12 月議会においては、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する重大事態の発生に対応するために「見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例」が制定された。

ちなみに重大事態とは、平成 25 年に制定されたいじめ防止対策推進法では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



国や見附市の体制が整備される一方で、マスコミ報道等によれば柏崎市、長岡市などの小中学校では不登校が増加傾向にあると報じられている。令和4年度では新潟県内で児童生徒が命や大けが、不登校につながるような重大事態が5件発生したとのことである。こどもの教育環境が必ずしも改善されていない実態が明らかになっている。

以下、見附市の小、中、特別支援学校におけるいじめ、不登校の現状と課題、また児童生徒数の減少による学校の統廃合など、こどもの教育環境についてお尋ねする。

- 1、 いじめとは文科省によれば「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

文科省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（令和5年10月4日公表）によれば、「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件（前年度615,351件）であり、前年度に比べ66,597件（10.8%）増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件（前年度47.7件）。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度は全国一斉休校など教育活動が制限されたことにより全校種で大幅な減少となったが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった」と公表された。

- (1) 過去5年間（平成30年～令和4年）の見附市における小、中、特別学校のいじめの件数を伺う。

いじめ	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	件	件	件	件	件
中学校	件	件	件	件	件
特別支援学校	件	件	件	件	件

※ 番号のつけ方 （大項目）1 2 3 （中項目）(1) (2) (3) （小項目）アイウ

(2) 過去5年間のいじめの中で重大事態に該当する件数を伺う。

いじめ(重大事態)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	件	件	件	件	件
中学校	件	件	件	件	件
特別支援学校	件	件	件	件	件

2、 不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。

同じく文科省の令和4年度の調査結果によれば「小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、前年度から54,108人(22.1%)増加し、過去最多となった。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.2%(前年度2.6%)。過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している」とのことである。過去5年間の見附市における小、中、特別支援学校の不登校の件数を伺う。

不登校	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	件	件	件	件	件
中学校	件	件	件	件	件
特別支援学校	件	件	件	件	件

3、 いじめの事案が生じた場合、学校、教育委員会は具体的にいかなる対応を取るのか、再発防止策も含めてお尋ねする。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

4、 不登校の理由、原因は何か。不登校の児童生徒に対する対応、体制はいかなるものかお尋ねする。

5、 令和 5 年度の直近におけるいじめ、いじめ（重大事態）、不登校の件数と市の対応をお尋ねする。

令和 5 年度	いじめ	いじめ(重大事態)	不登校
小学校	件	件	件
中学校	件	件	件
特別支援学校	件	件	件

6、 いじめ、不登校に関してコロナ禍前と比較して大きな変化や留意すべき課題とその対応策を伺う。

7、 昨年、「見附市の目指すべき教育環境」について 5 回に亘りタウンミーティングが開催された。タウンミーティング報告書によれば、「5 年後・10 年後の教育環境をみんなで考える」をテーマに、広く市民の意見・アイデアが出され活発な議論が交わされたとしている。

タウンミーティングの資料（資料 1～4）を拝見すると、中長期的な見通しでは現在の小学校 8 校、中学校 4 校の維持が難しく統廃合は避けられない状況が読み取れる。みつばプラン（見附市の小規模校 3 校が集まり、お互いに学び合いながら交流することで、社会性を広げ、教育水準を高めることをねらいとした事業）の評価も含め、稲田市長、教育委員会の現在の認識と今後の方向性をお聞かせ願いたい。

※ 番号のつけ方 （大項目） 1 2 3 （中項目） (1) (2) (3) （小項目） アイウ

新潟県の小中学校の状況

児童生徒数の推移

出典：新潟県統計年鑑

単位：人

	平成12年度(2000)	令和4年度(2022)	増減数	増減率 %
小学校	148,875	101,894	△46,981	△31.6
（見附市）	2,765	1,851	△914	△33.1
中学校	84,473	52,709	△31,764	△37.6
（見附市）	1,602	971	△631	△39.4

学校数の推移

単位：校

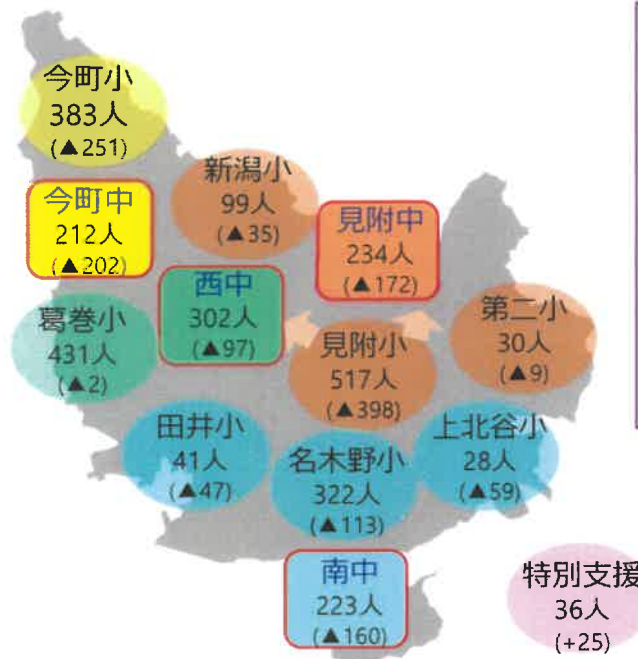
	平成12年度(2000)	令和4年度(2022)	増減数	増減率 %
小学校	645	441	△204	△31.6
（見附市）	8	8	0	0.0
中学校	255	230	△25	△9.8
（見附市）	4	4	0	0.0

7/18

見附市の小中学校の状況(R4年度)

普通学級	H12	R4	増減
見附小	26	17	△9
第二小	4	3	△1
名木野小	12	12	0
田井小	6	4	△2
葛巻小	13	15	+2
新潟小	6	6	0
上北谷小	6	3	△3
今町小	19	12	△7
小学校計	92	72	△20
見附中	11	7	△4
南中	11	6	△5
今町中	12	7	△5
西中	11	9	△2
中学校計	45	29	△16

赤字は複式学級



H12(2000).5.1
 児童数 2,765人
 生徒数 1,602人

↓

R4(2022).5.1
 児童数 1,851人 (△914人)
 生徒数 971人 (△631人)

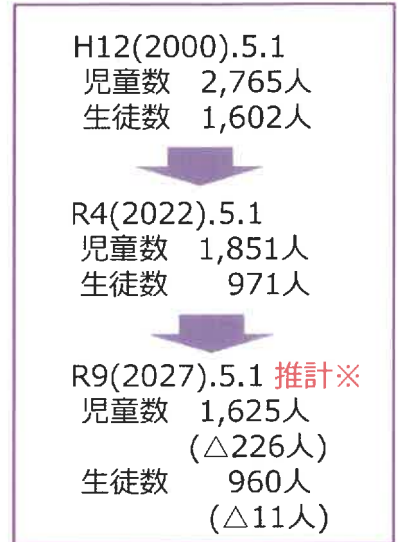
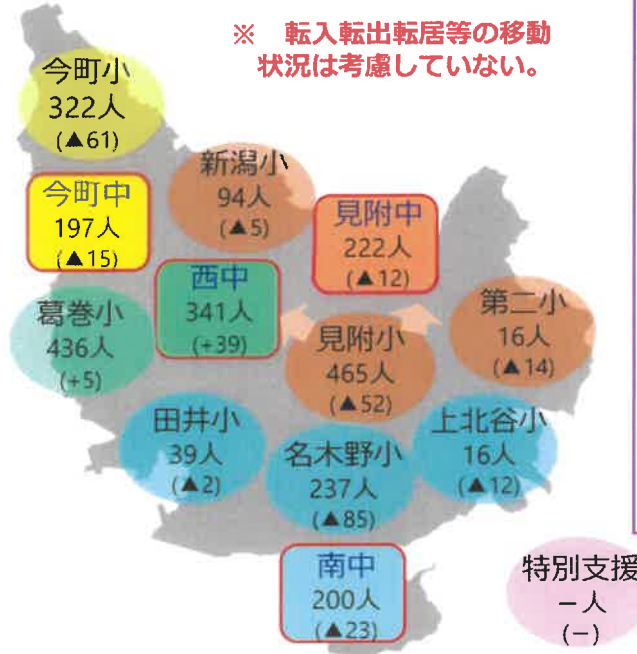
() 内はH12年との増減

8/18

5年後の見附市の小中学校の状況(R9年度)

普通学級	R4	R9	増減
見附小	17	16	△1
第二小	3	3	0
名木野小	12	9	△3
田井小	4	4	0
葛巻小	15	14	△1
新潟小	6	6	0
上北谷小	3	3	0
今町小	12	11	△1
小学校計	72	66	△6
見附中	7	7	0
南 中	6	6	0
今町中	7	6	△1
西 中	9	11	+2
中学校計	29	30	+1

赤字は複式学級



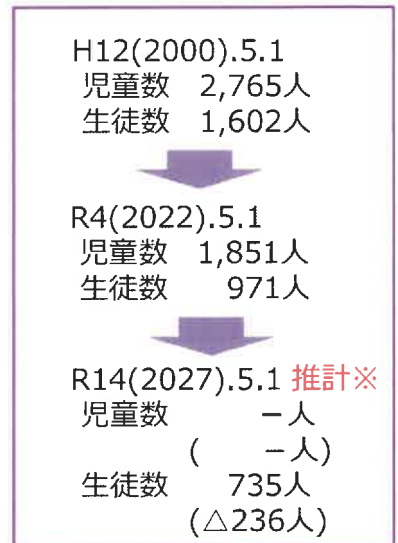
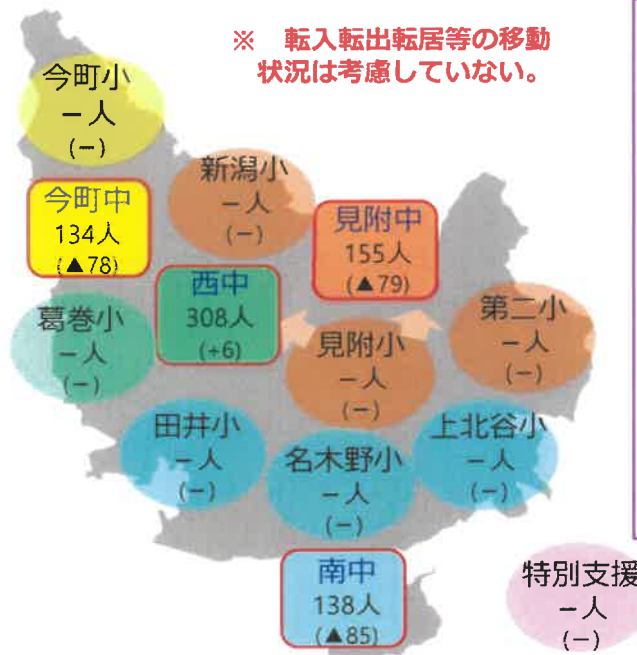
() 内はR4年との増減

9/18

10年後の見附市の中学校の状況(R14年度)

普通学級	R4	R14	増減
見附小	17	-	-
第二小	3	-	-
名木野小	12	-	-
田井小	4	-	-
葛巻小	15	-	-
新潟小	6	-	-
上北谷小	3	-	-
今町小	12	-	-
小学校計	72	-	-
見附中	7	7	0
南 中	6	6	0
今町中	7	4	△3
西 中	9	10	+1
中学校計	29	27	△2

赤字は複式学級



() 内はR4年との増減

10/18

児童生徒数が少なくなることの課題①

(1) 学級数や教職員数が減ることによって学校運営上の問題が顕在化

- ・ クラス替えできず人間関係が固定化
- ・ クラス内で男女の偏りが生じる
- ・ 運動会、遠足、修学旅行等の集団行事の実施に制約
- ・ スポーツ実技や合唱・合奏などが困難
- ・ 授業で多様なものの考えを引き出しにくい
- ・ 配置される教職員が少なく業務が増す
- ・ 中学校は免許外指導（専門科目以外）の教科がでる

県教職員配置基準 単位：学級、人

学級数	小学校	中学校
3	5	8
6	8	11
9	12	16
12	15	21
15	18	24
18	21	30

※校長、教頭を含め、養護・栄養教諭、事務職員を含まない

国社数理英の5教科は週当たり時数も多く、1人体制では難しい。
9教科+5教科+校長・教頭=16人がそろそろ9学級以上が望ましい。

11/18

児童生徒数が少なくなることの課題②

(2) 児童生徒への影響

- ・ 社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくい
- ・ 協働的な学びの実現が困難
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 教員への依存心が強まる可能性がある



12/18

学校の適正規模 関係法令

学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、**地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。**

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き H27 文科省 (望ましい学級数の考え方)

- ・小学校では、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい
- ・中学校では、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい

13/18

見附市立学校整備の基本方針

- (1) 小学校は地域住民の心のよりどころとして、児童数の極減により、複式学級とならない限り、内容を整備して温存する。
- (2) 中学校については、その特性にかんがみ、適正規模に統合整備して、教育効果の向上をはかる。

昭和42年 下林小と坂井小を今町小へ統合

昭和43年 新潟中を見附中に統合

昭和54年 北谷中と上北谷中を統合し見附中の一部を分離して南中学校を新設

昭和61年 葛巻中と見附中の一部を分離して西中学校を新設

14/18